

大阪府立体育会館における利用料金の減免に関する取扱い基準（10/1 改定）

指定管理者 シンコースポーツ・NTTグループ
代表企業 シンコースポーツ株式会社

大阪府立体育会館の利用料金を減免、または免除する場合の基本は次のとおりとする。

1. 天災その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として国又は地方公共団体が施設及び附帯設備を利用する場合

大阪府と協議うえ減免額を決定する

2. 障がい者等の団体が使用するとき

- ・「身体障害者福祉法」第15条第4項の規定による「身体障害者手帳」の交付を受けている者が組織する団体
- ・「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」第45条第2項の規定による「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者が組織する団体
- ・知的障害のある者と判断されて「療育手帳」の交付を受けている者又は公的機関が発行する証明書等を有する者が組織する団体
- ・上記対象団体が施設及び附帯設備を利用するとき

料金の半額

3. 障がい者等の個人が駐車場を利用するとき

- ・「身体障害者福祉法」第15条第4項の規定による「身体障害者手帳」の交付を受けている者及びその介護を行う者
- ・「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」第45条第2項の規定による「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者及びその介護を行う者
- ・知的障害のある者と判断されて「療育手帳」の交付を受けている者又は公的機関が発行する証明書等を有する者及びその介護を行う者

駐車料金の全額

4. その他指定管理者が適当と認めるとき

非営利且つ平日、本番の催し物を減免する

※料金区分その他、入場料無料で第1・第2競技場の施設料金に限る

第1競技場 施設利用料の3割

第2競技場 施設利用料の2.5割

附則

この基準は令和4年10月1日より施行する